

データセンターは、軍事目標になった

――日本の制度に空いた2つの穴と、いま求めるべき2つのこと

一般財団法人 日本危機管理研究所 | 2026年7月30日 | 読了目安 3分

本紙は詳細版レポート「**四層フレームの破綻事例と対策**」の政策提言部分を、2ページに要約したものです。数値にはすべて出典を併記しています。

1. なぜ今か ―― 3つの事実

① 民間のクラウド施設が、軍事攻撃を受けた。

2026年3月1日、イランのドローン攻撃により、UAEのAmazon (AWS) データセンター2施設が直撃を受け、バーレーンの1施設も被害を受けた。大手クラウド事業者の物理インフラに対する軍事攻撃として、確認された最初の事例である。

〔出典〕The Conversation (ジョージア工科大学)、Fortune、Tom's Hardware (いずれも2026年3月)

② 5か月経ても、復旧していない。

バーレーンのAWS拠点は2026年7月現在も「**Disrupted (機能障害)**」と表示されたままである。AWSは影響地域にワークロードを持つ顧客に対し、他地域への移行を進めるよう求めており、当該地域の**課金業務も停止した**。復旧には数か月を要する見込みとしている。クラウド事業者が自社の一地域について、顧客に退避を求めたうえ課金を止める――**前例のない対応である**。

〔出典〕AWSヘルスダッシュボード、Developing Telecoms (2026年)

③ 米国IT企業18社が「正当な軍事標的」と宣言された。

2026年3月31日、イランはAmazon・Microsoft・Google・Nvidia・Oracle等18社を正当な軍事標的とする声明を、公式に発出した。

〔出典〕newsomair.gov.inほか(2026年3月31日)

要点 これは中東限定の問題ではない。クラウドの安全性を支えていた「1拠点が停止しても他が生き残る」という冗長化設計の前提が、同一拠点内の複数区画への同時被弾によって、成立しなくなった。

2. 日本の空白 ―― 2つある

空白①：法律上、データセンターは「守る対象」に入っていない。

経済安全保障推進法が定める基幹インフラ**15分野**（電気・ガス・水道・鉄道等）に、データセンターの独立した区分はない。2026年6月公布の改正法で医療分野が追加され、施行後は16分野となるが、データセンターはいずれにも含まれていない。

重要なのは、この空白は行政の判断では埋められないという点である。対象事業は同法**第50条第1項が法律本文で列挙**しており、政令に委任されていない。2026年に医療分野が追加された際も、第50条第1項に第14号を加える**法改正**が行われた。

したがって、データセンターを加えるには国会による法改正が必要である。第221回国会は2026年7月17日、この空白を残したまま閉会した。

〔出典〕参議院常任委員会調査室『立法と調査』2026年4月 No. 483、内閣府「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（説明会資料）」2026年7月7日

空白②：どこに建てるかという、国の方針がない。

地方分散事業の補助上限は**約450億円**。国内の建設単価（大阪の実例で1メガワットあたり約40億円）で換算すると、**約11メガワット分、データセンター1棟分**にすぎない。国産AI基盤Noetraの140メガワットの、約12分の1である。

同じ時期、日本は日米通商合意に基づき、米国オハイオ州の天然ガス発電所へ**330億ドル**（1ドル150円換算で約5兆円）を拠出するとされる。国内予算の約110倍にあたる。そして**その電力を誰に配るかは、米国の商務長官が決めるとされる**。

〔出典〕総務省・経済産業省、東京建物プレスリリース（2026年1月30日）、Wall Street Journal／ロイター（2026年7月26日） ※オハイオの件は関係者証言に基づく報道であり、当事者による確認は得られていない。

3. 何を求めるか ― 2点

提言①：データセンターを、基幹インフラの保護対象に加える。

手 段	経済安全保障推進法 第50条第1項への号の追加（法改正）
所 管	内閣府（経済安全保障担当）
時 期	次期通常国会

急ぐ理由。法改正の後も、対象事業者の指定基準と設備の範囲は政令等で定めるため、規律が実際に及ぶまでに二段階を要する。医療分野の例では、公布から施行まで最大1年6月の準備期間が置かれた。Noetraの稼働予定は2028年6月である。**次の通常国会で成立したとしても、間に合う保証はない。**

提言②：沖縄・具志頭村の既存海底ケーブル陸揚げ局に、データセンター機能を併設する。

所 管	総務省・経済産業省
規 模	10～20 メガワット級
概 算	おおむね 400～800 億円 （公表単価からの概算）

理由。データセンター立地の最大の制約は通信の冗長性であり、それが既にそこにある。新規に離島インフラを起こすより、既存の戦略的資産を使うほうが速く、安い。用地取得と通信インフラの新設が不要な分、同規模の新規開発より費用は低位に振れる。**沖縄は、最初の1件である。**離島立地は通信の孤立という弱点を抱えるが、海底ケーブルの陸揚げ局を併設する場合にのみ、それが強みに転じる。**この条件で評価すれば、他の離島・地方も候補になる**（詳細版8-3・8-4）。

これは数千億円規模の新規事業ではない。現行の地方分散事業を拡充する延長線上で着手できる規模である。

4. 想定される問いと、答え

- Q. 中東の話であって、日本には関係ないのでは。
- A. 攻撃の蓋然性ではなく、制度の有無が論点です。日本は現在、データセンターが攻撃や妨害を受けた場合に国が関与する法的根拠を持っていません。
- Q. 政令の改正で対応できないのか。
- A. できません。対象事業は法律本文（第50条第1項）に列举されており、追加には法改正を要します。2026年の医療分野の追加も、法改正によって行われました。
- Q. なぜ沖縄か。安全保障上、むしろ危険ではないか。
- A. 立地の安全性は本提言の根拠ではありません。根拠は通信の冗長性です。詳細版では、離島立地が物理攻撃に強いという主張は根拠が不十分であるとして、明示的に退けています。逆に、陸揚げ局のある離島は通信の冗長性で優位に立ちます。条件を満たす立地を選ぶという話です。
- Q. 予算はどこから出すのか。
- A. 新規の大型事業を求めるものではなく、既存の「デジタルインフラ強靱化事業」の枠組みを拡充することで着手可能な規模です。
- Q. 民間に任せればよいのでは。
- A. 民間は既に動いています。ただしソフトバンクグループは、国内では苫小牧、米国ではオハイオで10ギガワットを開発しています。桁が二つ違う。企業として合理的な選択であり、問題は政策側が国内に誘因を与えていないことにあります。

詳細版・関連レポート

詳細版：「四層フレームの破綻事例と対策―データセンター物理攻撃、AI エージェントによる自律型侵入、輸出規制の攻防」（2026年7月）

前 稿：「実世界ネイティブAI」という賭け―日本はAIの主権を確立できるのか、新たな依存を生むのか（2026年7月22日）

発行：一般財団法人 日本危機管理研究所

© 2026 一般財団法人日本危機管理研究所 本資料は政策検討・引用目的での転載・配布を自由に行っていただけます。転載の際は出典（発行元・発行日）の明記をお願いいたします。